

福岡県医師会
平成17年 5月27日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘

栃木県医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 変更内容

現 行		改 正 後	
70歳以上	10分の1	70歳以上 一定所得未満	10分の1
		70歳以上 一定所得以上	10分の2
上記以外	10分の2	3歳未満	10分の2
		上記以外	10分の3

2. 施行年月日
平成17年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

17国援第79号-7

平成17年5月18日

福岡県医師会長 殿

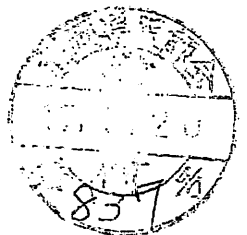
福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

栃木県医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、栃木県保健福祉部国保医療課長から通知がありましたので、お知らせします。





国医第77号

平成17年4月28日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

栃木県保健福祉部国保医療課長

(公印省略)

栃木県医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

医療保険担当 玉巻
TEL 028-623-3136



栃木県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

現 行 条 文	改 正 条 文 (案)
第 4 章 保険給付 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第25条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の<u>10分の2に相当する額を</u>、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 ただし、<u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)</u>について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき<u>を除き、10分の1とする。</u>	第 4 章 保険給付 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第25条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の<u>10分の3に相当する額を</u>、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 ただし、<u>3歳に達する日の属する月(誕生日が初日である場合はその前月)以前の場合は10分の2とする。また、70歳に達する日の属する月の翌月(誕生日が初日である場合はその月)以後である場合は、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)</u>について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは<u>10分の2とし、それ以外は10分の1とする。</u> 附 則 1. この規約は、平成17年10月1日から施行する。 2. 平成17年10月1日に行われた療養の給付に関する一部負担金の割合については、なお従前の例による。